

## 重要なお知らせ

一般財団法人製品安全協会発表資料



# 「SG 基準合格品」の取扱いについて

2018年1月30日

一般財団法人製品安全協会

日頃より当協会の事業にご理解・ご協力賜りまして誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきましては、消費者、販売事業者等の皆様より多くのお問い合わせをいただいておりますことから下記のとおり弊協会の見解を示すことと致しました。製品の売買、購入の際には、必ず『SG マーク付き製品』であることをご確認ください。

本件についてご不明な点がございましたら末記担当者までお尋ねください。

## 記

### 1. 経緯

近年、SG マークの表示が製品になく、単に「SG 基準合格品」、「SG 適合品」等とのみ広告等において記載された製品について問い合わせが散見されます。

### 2. SG マークと製品認証について

「SG 基準」は、過去の事件事例や想定されるリスクを踏まえて学識経験者、製造者代表、消費者代表及び関係官庁等から構成される第三者委員会で審議をして制定された製品の安全基準です。

一方、「SG マーク」は、単に「SG 基準」への適合を示すだけではなく、製造工場に対する審査及び製品試験並びに製品検査等弊協会が定める認証スキームを経て表示されるシンボルです。この SG マークが表示された製品については、市場流通後も弊協会にて市場調査や製造工場調査等を行っており、常に SG 基準適合性を確認しています。

### 3. 賠償制度について

SG マーク付き製品の欠陥により、人身事故が起きた場合、賠償する制度になっています。しかし、単に「SG 基準合格品」等とのみ記載され、SG マークが表示されていない製品については、前述の認証スキームを経たものではなく弊協会は関与していないため、賠償制度の対象となりません。

#### 4. 弊協会の取り組みについて

SG マークは、商標法に基づく登録商標です。前述の認証スキームを経ていない製品や当該製品の広告等に SG マークを表示することは商標権の侵害となります。また、SG マークに類似した紛らわしいマークや文章表現につきましても、消費者の誤認を惹起するおそれがあるため、弊協会では、そのような事案に対して事業者には警告、要請等を随時行っています。

以上

#### 【本件に関するお問い合わせ】

一般財団法人製品安全協会

〒110-0012 東京都台東区竜泉2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪

電話：03-5808-3301(管理グループ) 下澤

電話：03-5808-3302(業務グループ) 松田(利)、各品目担当

FAX：03-5808-3305 E-Mail [operation@sg-mark.org](mailto:operation@sg-mark.org)